

女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表について

公表日 2026年7月1日

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	55.1% (除く医師 84.7%)
正職員	60.5% (除く医師 88.2%)
パート・有期職員	38.5% (除く医師 69.7%)

対象期間 : 2025年事業年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

賃金 : 基本給、超過労働に対する手当、賞与等を含み、退職手当等を除く

正職員 : 正職員

パート・有期職員 : パートタイム職員、嘱託職員、非常勤職員

差異についての補足説明

・医療法人であり、相対的に医師の人件費が高いことから、全区分とも大幅に男性比率が高い状況となっています。参考として()内に除く医師の差異を表示しております。